

無所属の林政行です。

発言の機会を与您いただきありがとうございます。

私より、「経済活動等のための重度訪問介護サービスの利用を求める意見書(案)」について、その趣旨をご説明いたします。

私も重度障害者の一人ではありますが、重度障害者にとって社会や人と繋がることは一人ひとりの人生の可能性を大きく広げることでもあります。

しかし例えば寝たきりの人が、自宅に段差があるため、自宅から目と鼻の先の広い施設で車椅子の私とお話をしたいと思っても、移動支援を利用して、ストレッチャー代が往復6,000円と時間代、この時間代は、介護タクシー会社の料金で1時間8,000円かかる状態です。

しかも介護タクシー協会で決まった料金という理由で、介護タクシーを使わない移動でも、ストレッチャー代が往復取られてしまいます。

普通の人が当たり前のように出先で楽しくお話することも、重度障害者はとにかく高い費用を払わなければ、その行為が実現できません。

障害者の社会参加は大切だとよく言われますが、これが今の社会の現実であり、重度障害者が外出をためらう大きな原因ともなっています。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく重度訪問介護サービスは、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出に限られ、通勤・営業活動等の経済活動等に係る外出は、公費による介護サービスが受けられません。

国は、障害者の移動支援について、経済活動に係る支援については認めていないことから、自宅から企業への往復は当事者がその負担を負うことになり、ややもすれば、先程の事例のように、働いて得た報酬より移動費の方がかさむことさえあります。

このような状況では、重度障害者の定期的・継続的就労が困難であり、求人条件等が合わず、就労機会が少なくなり、将来の経済的不安も募ることになります。さらに、障害者介助等助成金制度は設けられていますが、労働時間の問題や制度の周知度が低いことから利用が進まず、事業主負担などの課題もあり、重度障害者の就労機会はなかなか広がりません。

よって、全ての重度障害者に対する通勤や就労など「経済活動等」のための移動・外出支援を認め、重度訪問介護サービスが利用できるよう、重度訪問介護における移動支援対象者のうち「通勤・営業活動等の経済活動等に係る外出、通学など通年かつ長期にわたる外出」を行っている者がそれぞれどの程度いるか等、現状を把握し、速やかに調査結果を公表することなど、3つの項目について、国に対し要望するものであります。

委員の皆様の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

(林政行議員提出)

## 経済活動等のための重度訪問介護サービスの利用を求める意見書（案）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく重度訪問介護サービスは、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出に限られ、通勤・営業活動等の経済活動等に係る外出は、公費による介護サービスが受けられない。

国は、障害者の移動支援について、経済活動に係る支援については認めていないことから、重度障害者の定期的・継続的就労が困難であり、求人条件等が合わず、就労機会が少なくなり、将来の経済的不安も募ることになる。さらに、障害者介助等助成金制度は設けられているが、労働時間の問題や制度の周知度が低いことから利用が進まず、事業主負担などの課題もあり、重度障害者の就労機会はなかなか広がらない。

よって、国におかれては、全ての重度障害者に対する通勤や就労など「経済活動等」のための移動・外出支援を認め、重度訪問介護サービスが利用できるよう、下記の事項に取り組むことを要望する。

### 記

1 国は、重度訪問介護における移動支援対象者のうち「通勤・営業活動等の経済活動等に係る外出、通学など通年かつ長期にわたる外出」を行っている者がそれぞれどの程度いるか等、現状を把握し、速やかに調査結果を公表すること。

2 国は、重度訪問介護における移動支援対象者のうち「通勤・営業活動等の経済活動等に係る外出、通学など通年かつ長期にわたる外出」を新たに認め、対象者の範囲や自己負担額など、限られた財源の中で適切に支援が提供できる制度設計を速やかに進めること。

3 国は、重度訪問介護における移動支援対象者のうち「通勤・営業活動等の経済活動等に係る外出、通学など通年かつ長期にわたる外出」を新たに含め、移動支援の提供に必要な予算を確保するとともに、地方自治体の意見・要望等を十分踏まえ、地方自治体の負担増にならないよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

奈良市議会